後期高齢者医療保険制度に加入の皆さんへ

問国民健康保険課☎51-6752

◆ 後期高齢者医療保険料の軽減措置が変わります

■均等割額(被保険者全員が納める額)の軽減措置の基準が拡大されました

令和4年度		
軽減割合	世帯(世帯主および加入者全員)の 合計所得金額	
7割	43 万円 +10 万円×(給与所得者など**の数- 1)以下	
5割	43 万円 + (28.5 万円×被保険者の数) +10 万 円×(給与所得者など*の数-1)以下	
2割	43 万円 +(52 万円×被保険者の数)+10 万円 ×(給与所得者など*の数 – 1)以下	

	令和5年度		
	軽減割合	世帯(世帯主および加入者全員)の 合計所得金額	
	7割	変更なし	
	5割	43 万円 +(29 万円×被保険者の数)+10 万円 ×(給与所得者など*の数 – 1)以下	
	2割	43 万円 +(53.5 万円×被保険者の数)+10 万 円×(給与所得者など*の数-1)以下	

- ※給与所得がある人または、公的年金などの所得がある人が2人以上いる世帯に適用
- ▶被用者保険(全国健康保険協会管掌健康保険、船員保険、健康保険組合、共済組合など)の被扶養者であった人の均等割額の軽減は後期高齢者医療制度に加入後2年間は、5割軽減されます。ただし、世帯の所得が低い人は、より高い均等割額の軽減(7割軽減)が受けられます。

❖ 医療費などの負担を限度額にとどめる認定証について 交付を新たに希望する人は申請を忘れずに行ってください

「後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証(非課税世帯の人)」、「後期高齢者医療限度額適用認定証(3割負担の一部の人)」(以下「減額認定証」、「限度額証」)の交付を受けていない人が、交付を受けようとする場合は、保険証を持参の上、国民健康保険課で申請をする必要があります。

ただし、令和4年度の減額認定証、限度額証をお持ちの人で、令和5年度も引き続き認定された人には新しい減額認定証、限度額証(有効期限は令和6年7月31日)が郵送されますので、更新の手続きは必要ありません。

◆マイナンバーカード臨時窓口

カードの受け取りはお早めに! 9月は窓口が混雑します



申問市民課☎ 51-6755

とき 7月30日(1) 午前8時30分~正午

ところ 市民課(来庁の際は本館東側出入り口をご利用ください) ※マイナンバー交付・申請サポートとマイナポータルでの健康保険 証利用申し込みなどの支援以外の業務は行いません。

予約不要 顔写真撮影 (無料)、マイナンバーカードの申請サポート 受付時間 午前 8 時 30 分~ 10 時 30 分

要予約 マイナンバーカードの受け取り

定員 60 人程度(先着順)**予約方法** 電話または窓口(代理人可) ※予約時に希望時間、来庁予定者の氏名などを確認します。

◆マイナンバーカード出張申請

とき	ところ
7月3日(月)~7日(金)	スーパーカケモ西金崎店
7月10日(月)~14日(金)	スーパーカケモ三小通り店
7月18日(火)~21日(金)	西コミュニティセンター
7月24日(月)、27日(木)※	十和田東病院

時間 午前9時30分~午後0時30分

※午前9時30分~正午

予約専用☎ 23-0781

◆必要な物

◇マイナンバーカード臨時窓口・出張申 請いずれも

▶本人確認書類(運転免許証、または保 険証と診察券の2点など)

※本人確認書類をお持ちでない場合は受け付けできません。

※ 15 歳未満の人は同じ世帯の法定代理人も同伴してください。

◇マイナンバーカード臨時窓口

- ▶マイナンバーカードの受け取り後、マイナポイントの申し込みをする人(2月末までにカードの申請をした人)キャッシュレス決済サービスの情報、口座情報が分かるもの
- ▶公金受取口座の登録をする人 口座情報の分かるもの